第三十四条

この条約及び千九百六十一年十月五日の未成年者の保護に関する当局の権限及び準拠法に関する条約の双方の締約国の間においては、この条約の適用範囲内の事項については、この条約が優先して適用される。この条約は、不法に連れ去られ、若しくは留置された子の返還を得ること又は接触の権利の内容を定めることを目的として、要請を行う国と要請を受ける国との間で効力を有する他の国際文書又は要請を受ける国の他の法令を適用することを制限するものではない。

第三十五条

この条約は、締約国間において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する。

第三十九条又は第四十条の規定に基づく宣言が行われた場合には、前項に規定する「締約国」とは、この条約が適用される領域内の地域をいうものとする。

第三十六条

この条約のいかなる規定も、二以上の締約国が、子の返還に関して受ける制約を限定するため、この条約の規定であってこのような制約を伴い得るものの適用を排除することをこれらの締約国の間において合意することを妨げるものではない。

第六章　最終条項

第三十七条

この条約は、ハーグ国際私法会議の第十四回会期の時に同会議の構成国であった国による署名のために開放しておく。

この条約は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、オランダ王国外務省に寄託する。

第三十八条

その他の国は、この条約に加入することができる。

加入書は、オランダ王国外務省に寄託する。

この条約は、これに加入する国については、加入書の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

加入は、加入国とその加入を受け入れる旨を宣言した締約国との間においてのみ効力を有する。いずれかの国の加入の後この条約を批准し、受諾し、又は承認する構成国は、その旨の宣言を行わなければならない。これらの宣言は、オランダ王国外務省に寄託するものとし、同省は、その認証謄本を外交上の経路を通じて各締約国に送付する。

この条約は、加入国とその加入を受け入れる旨を宣言した国との間においては、受け入れる旨の宣言の寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

第三十九条

いずれの国も、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、自国が国際関係について責任を有する領域の全部又は一部についてこの条約を適用することを宣言することができる。その宣言は、この条約が当該国について効力を生ずる時に効力を生ずる。

この宣言及びその後の適用領域の拡大は、オランダ王国外務省に通告する。

第四十条

この条約が対象とする事項に関して異なる法制が適用される二以上の地域をその領域内に有する締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の際に、この条約を自国の領域内の全ての地域に適用するか又は一若しくは二以上の地域についてのみ適用するかを宣言することができるものとし、別の宣言を行うことによりその後いつでもこの宣言を変更することができる。

これらの宣言は、オランダ王国外務省に通告するものとし、この条約が適用される領域内の地域を明示する。

第四十一条

締約国が自国内において行政上、司法上及び立法上の権限が中央の当局とその他の当局とに配分された統治体制を有する場合には、当該締約国がこの条約に署名し、これを批准し、受諾し、若しくは承認し、若しくはこれに加入し、又は前条の規定に基づき宣言を行うことは、当該締約国内における権限の配分に何ら影響を及ぼすものではない。

第四十二条

いずれの国も、批准、受諾、承認若しくは加入の時までに又は第三十九条若しくは第四十条の規定に基づく宣言を行う時に、第二十四条又は第二十六条第三項に規定する留保の一方又は双方を付することができる。その他のいかなる留保も、認められない。

いずれの国も、いつでも、自国が付した留保を撤回することができる。撤回は、オランダ王国外務省に通告する。

留保は、前項の通告の後三番目の月の初日に効力を失う。

第四十三条

この条約は、第三十七条及び第三十八条に規定する批准書、受諾書、承認書又は加入書のうち三番目に寄託されるものの寄託の後三番目の月の初日に効力を生ずる。

その後は、この条約は、次の日に効力を生ずる。

1　その後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三番目の月の初日

2　第三十九条又は第四十条の規定に従ってこの条約が適用される領域又は領域内の地域については、これらの規定による通告の後三番目の月の初日

第四十四条

この条約は、前条第一項の規定に従って効力を生じた日から五年間効力を有する。その日以後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこれに加入する国についても、同様とする。

この条約は、廃棄されない限り、五年ごとに黙示的に更新される。

廃棄は、当該五年の期間が満了する少なくとも六箇月前にオランダ王国外務省に通告する。廃棄は、この条約が適用される領域又は領域内の地域のうち特定のものに限定して行うことができる。

廃棄は、これを通告した国についてのみ効力を生ずるものとし、その他の締約国については、この条約は、引き続き効力を有する。

第四十五条

オランダ王国外務省は、ハーグ国際私法会議の構成国及び第三十八条の規定に従って加入した国に対し、次の事項を通報する。

1　第三十七条に規定する署名、批准、受諾及び承認

2　第三十八条に規定する加入

3　第四十三条の規定に従ってこの条約が効力を生ずる日

4　第三十九条に規定する適用宣言

5　第三十八条及び第四十条に規定する宣言

6　第二十四条及び第二十六条第三項に規定する留保並びに第四十二条に規定する留保の撤回

7　前条に規定する廃棄

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百八十年十月二十五日にハーグで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、オランダ王国政府に寄託するものとし、その認証謄本は、外交上の経路を通じてハーグ国際私法会議の第十四回会期の時の各構成国に送付する。

（署名欄は省略）

法務大臣　谷垣　禎一
外務大臣　岸田　文雄
内閣総理大臣　安倍　晋三